

## 【篠栗町農業委員会議事録】

1. 開催日時 平成30年1月10日(水) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員(11名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

8番 関 寛仁

9番 松田 護

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員(3名)

7番 三代 由美子

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画  
について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

その他

収入保険制度の概要について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆様、新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが只今から平成30年1月期 篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会ですが、7番三代委員、10番萩尾委員、11番城戸委員は所用のため欠席との連絡を受けておりますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>1番：藤 憲作委員</p> <p>3番：藤 好信委員にお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、まずは議案第1号を審議、その後報告第1号とその他連絡事項を事務局から受け散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

それでは、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」について説明いたします。

議案書は1頁から3頁をご覧ください。

まず、審議番号1と2については、農事組合法人和田さんと土地所有者との間に利用権設定がなされておりましたが、昨年11月30日に期間が終了したことに伴う更新手続きとなります。

次に審議番号3から6については、農事組合法人和田さんと土地所有者との間に利用権設定がなされていたものが、昨年11月30日に期間が終了したことに伴う更新手続き、までは先程と同じですが、単に更新するのではなく、農地中間管理機構を通じて利用権設定の更新を行うものです。借り手については一旦農地中間管理機構が借り手となりますので、議案書も農地中間管理機構が借り手として記載されております。

それでは内容に入ってまいります。

篠栗町長より、平成29年12月25日付で、篠栗町農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、更新6件、合計面積25,477㎡です。

#### 【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。

	<p>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</p> <p>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</p> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 1 号に関し何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>すみません私からお尋ねします。借用期間が 6 年となっておりますが、何か特別な理由があるのでしょうか。また、借入開始が 6 月となっている点についても説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、借用期間が 6 年となっておりますのは、土地の所有者と農地中間管理機構との間で協議された上での借用期間となっております。</p> <p>また、借用の始期が 6 月となっておりますのは、農地中間管理機構が昨年 11 月に公募を行い、その際に申込みのあった申請です。そもそも 11 月公募の始期の取扱いが 6 月と定められているものです。</p>
議 長	<p>議案第 1 号に関し、他に何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>ご意見、ご質問がありませんので、採決いたします。</p>

	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【報告第 1 号について】</b></p> <p>それでは報告第 1 号について、事務局から願います。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第 1 号 「農地法第 5 条の規定による農地転用届出」について】</b></p> <p>それでは議案書 4 頁をご覧ください。平成 29 年 12 月 5 日に受理したものです。</p> <p><b>【報告第 1 号 報告番号 1 朗読】</b></p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。申請面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えませんので、開発許可は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>以上報告第 1 号について、書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p><b>【質問なし】</b></p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、先ほどの事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県農業委員会研修大会」について</li> <li>・LED照明による被害について</li> <li>・マイナンバーの提示について</li> <li>・収入保険制度について</li> </ul> <p>新たにスタートします「収入保険制度」については、本日、筑前福岡農業共済組合から吉田様と河北様にお越しいただいております。</p> <p>それでは吉田様から説明をお願いいたします。</p> <p><b>【説明終了】</b></p> <p><b>【質疑終了】</b></p> <p>吉田様と河北様におかれましては、業務の都合で退室されます。</p> <p>本日は有難うございました。</p> <p><b>【両名退室】</b></p> <p>事務局からの連絡事項は以上です。</p>
議長	<p>皆様から何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで平成30年1月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>